

■第15回地域審議会の日時・場所（予定）

審議会名	日 時	会 場
西条地区 地域審議会	11月24日(木) 13時30分	市庁舎本館 5階大会議室
丹原地区 地域審議会	11月28日(月) 10時	丹原福祉センター 2階大会議室
東予地区 地域審議会	11月28日(月) 13時30分	東予総合福祉センター 2階会議室
小松地区 地域審議会	12月2日(金) 13時30分	小松総合支所 2階ホール

地域審議会を開催します

地域審議会は、新市建設計画の変更点や執行状況などについて、市長から委嘱された委員の皆さんに審議していただくものです。
今回は第15回目です、左表の日程で開催する予定です。
傍聴を希望する方は、直接会場へお越しください。

■問合せ

○市庁舎本館行政改革推進課
地域振興係
TEL0897-52-1346

○各総合支所総務課
総務調整係

ウイングサポートセンター
がオープンします

10月号でお知らせしたウイングサポートセンターは、11月1日(火)にオープンします。
支援の必要な子どもに関する相談には、事前予約が必要です。

■住所 大町68番地6（旧大町公民館）

■開設時間

○月～金曜日

8時30分～19時

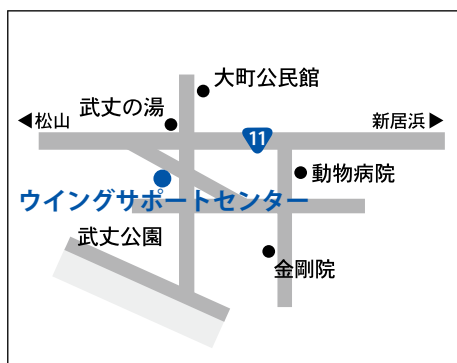
○土曜・第4日曜日

8時30分～17時15分

■休館日 日曜日（第4日曜日は開館）、祝日、年末年始

■問合せ

ウイングサポートセンター
TEL0897-56-8114



原子力発電所事故による被災者の市税を軽減します

東日本大震災で原子力発電所の事故により被害を受けた方は、手続きを行うことで市税の軽減措置を受けることができます。

■軽自動車税の非課税措置

警戒区域内にあった軽自動車で自動車検査証の返還等がなされた車には、平成23年3月11日にさかのぼって軽自動車税は課税されません。
また、警戒区域内にあった軽自動車でも永く抹消登録等がなされたものに代わる軽自動車を取得した場合、平成25年度分までの軽自動車税が非課税となります。

■固定資産税の軽減措置

警戒区域内にあった住宅用地や家屋に代わる土地・家屋を取得した場合、固定資産税の軽減措置を受けることができます。

■問合せ

○市庁舎本館市民税課
市民税係

TEL0897-52-1317

○市庁舎本館資産税課
資産税係

TEL0897-52-1325

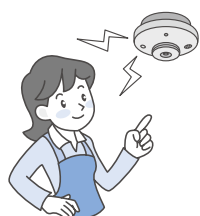
秋季全国火災予防運動 11月9日(水)～15日(火) 実施

消したはず 決めつけしないで もう一度

平成23年度全国統一防火標語

この運動は、火災が発生しやすい気候となる時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災による死傷者および財産の損失を防ぐことを目的として、毎年「119番の日」である11月9日から1週間の日程で実施されています。

消防本部では、防火ポスターによる啓発や商店街の立入検査を行うとともに、事業所対抗の屋外消火栓操法大会等の行事を計画しています。



逃げ遅れを防ぐため
住宅用火災警報器を設置しましょう

平成23年6月から全ての住宅に住宅用火災警報器の設置が義務化されました。大切な命を守るため、寝室や階段などは必ず設置しましょう。

身の回りの点検で住宅火災予防！

■3つの習慣

- 1 寝たばこは絶対にしない。
- 2 家の周りに燃えやすい物を置かない。
- 3 ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

■4つの対策

- 1 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 2 避難経路はいつも整理整頓をする。
- 3 火災を小さいうちに消すために消火器を備える。
- 4 お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

○東消防署 0897-55-0119

○西消防署 0898-68-0119